「証券CFD取引契約締結前交付書面」の一部改正について

平成 2 2 年 1 2 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

| | (下線部分変更) |
|---|--|
| 新 | 旧 |
| 本取引は、原資産となる <u>株式、株価指数、株価指数先物の価格</u> を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。 | 本取引は、原資産となる株価指数、株価指数先物の価格を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。 |
| ・株式CFD取引において、株式CFD取引時間終了時点で 建玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生し ます。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日 に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等によ り、金利調整額は変動します。また、マイナス金利と なる場合は、当社への支払いとなります。 | 2ページ上段 (追加) |
| ・株式 CFD 取引において、原資産となる株式における配当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、配当金調整額が建玉に発生します。買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払います。 | 2 ページ上段 (追加) |
| ・株式CFDについては、原資産にコーポレートアクション等が発生した場合は、決済期日を定めた上、新規取引を停止する場合があります。お客様が建玉を保有し、反対売買により建玉を決済期日までに決済されなかった場合、当該建玉は当社の任意で決済されます。 | (追加) |
| ・原資産市場の流動性が低下している等の理由により、カバー取引が困難であると当社が判断した場合は当社は約定がつかない価格を参考価格として提示します。当社が参考価格の提示をしている場合、新規、決済に関わらず成行注文は発注できず、指値注文の価格と参考価格が対当しても、約定は成立しません。また、参考価格が提示されている間は、各種条件付注文は発動されず、ロスカットも行われません。参考価格の提示がされる場合は具体的に(a)株式CFDにおいては特別気配を伴わないストップ高/安の場合、(c)カバー先取引所の取引停止措置が行われた場合(d)流動性が低下している場合、(e)取引所のシステム障害の場合、(f)株式CFDにおいては原資産の上場廃止、株式分割、株式併合、経営統合などが発表された場合など、(g)その他、当社のカバー取引が困難であると当社が判断した場合が該当します。 | 3ページ中段(追加) |

・当社の株価指数先物CFDのカバー取引は下記の外 国金融商品市場において行います。

- 商号又は名称:シンガポール取引所 (Singapore Exchange)

監督を受けている当局の名称:シンガポール金融管理局(MAS)

商号又は名称:シカゴ・マーカンタイル取引所(Chicago Mercantile Exchange) 監督を受けている当局の名称:商品先物取引委員会(CFTC)

・当社の株式CFDのカバー取引は下記の金融商品市場において行います。

_

<u>商号又は名称:東京証券取引所</u> 監督を受けている当局の名称:金融庁

商号又は名称:大阪証券取引所 監督を受けている当局の名称:金融庁

(1)取扱銘柄

当社では、<u>株価指数先物CFD、株式CFDを</u>取扱い ます。 ・当社のカバー取引は下記の外国金融商品市場におい て行います。

商号又は名称:シンガポール取引所 (Singapore Exchange)

監督を受けている当局の名称:シンガポール金融管理局(MAS)

商号又は名称:シカゴ・マーカンタイル取引所(Chicago Mercantile Exchange) 監督を受けている当局の名称:商品先物取引委員会(CFTC)

(1)取扱銘柄

当社では、株価指数先物CFDを取扱います。

(b) 株式CFD

・株式 C F D に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の20%に相当する円価格です。

・株式CFDの取引価格は対象となる原資産の株価に 連動します。

- ・ポジションを保持し、取引終了時刻を迎えると、金 利調整額の受払が発生します。
- ・決済期限はありません。ロスカットによる強制決済の場合を除き、お客様の反対売買でのみ建玉の決済ができます。
- ・株式 CFD 取引において、原資産となる株式における 配当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有してい た場合、配当金調整額が建玉に発生します。

買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、 売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払いま す。 6ページ下部

(追加)

(7)追加証拠金制度

(a) 当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ) 建玉を 保有している個人口座のお客様に対し取引時間終了時 点での口座状況の確認を実施し、同時点における時価 評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を 下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加 証拠金の預託をする必要があります。

(b)追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌 営業日午前3時までに預託する必要があります。また、 追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了する ものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口 座(株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいい ます。以下同じ。) 等をいいます。以下、「その他口 座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替 余力が存在している場合であっても、お客様ご自身に よる振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託が ないものとして取り扱います。

(c)(b)の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認で きない場合、当社はお客様に通知することなく、すべ ての建玉を当社の任意に処分(以下、これを「強制決 8ページ下部 (追加)

済」といいます。)し、またはその他口座からの振替 を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができ るものとします。

(8)証拠金の返還

(9)金利調整額

株式CFD取引において、株式CFD取引時間終了時点で建 <u>玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生しま</u> す。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に 翌週適用分を更新します。

金利情勢の変化等により、金利調整額は変動しま す。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払 いとなります。

(10)配当金調整額

株式 CFD 取引において、原資産となる株式における配 当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた 場合、配当金調整額が建玉に発生します。

買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、 売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払いま <u>す。</u>

必要証拠金以上の証拠金の引き出しはできません。

(7)証拠金の返還

(8)金利調整額

株価指数先物CFDでは、金利調整額の受払いは発生 しません。

(9)配当金調整額

株価指数先物CFDでは、配当金調整額の受払いは発 <u>生致しません。</u>

レバレッジが10倍以上となる証拠金の引き出しはで きません。

以上